

「令和4年度技能実習法に係る九州・沖縄地域協議会」の開催について

公開期間 5月30日～6月10日

技能実習法に係る九州・沖縄地域協議会は、平成29年11月1日に施行された「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「技能実習法」という。）」に基づき、技能実習生を受入れている各地域において、出入国管理機関、労働基準監督機関、職業安定機関をはじめとした国の機関と地方公共団体の機関、外国人技能実習機構等が相互の連携を図り、地域レベルで情報共有等をはかることを目的として開催しております。

本年度は、新型コロナウイルス感染症の発生状況等を踏まえ、集合形式で開催することなく構成機関から提出された資料等を共有することをもって、協議会の開催に代えることといたします。

記

1. 協議会構成員

福岡労働局・佐賀労働局・長崎労働局・熊本労働局・大分労働局・宮崎労働局・鹿児島労働局・
沖縄労働局

福岡出入国在留管理局・九州農政局・九州経済産業局・九州地方整備局・九州運輸局・内閣府沖
縄総合事務局

福岡県警察本部・佐賀県警察本部・長崎県警察本部・熊本県警察本部・大分県警察本部・
宮崎県警察本部・鹿児島県警察本部・沖縄県警察本部

福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県

外国人技能実習機構福岡事務所・熊本支所

2. 協議事項等

- ・九州・沖縄地域における技能実習制度の現状、課題等
- ・令和4年度九州・沖縄地域における技能実習制度適正化のための取組方針等

※本協議会は、不正・問題事案等への言及も考えられることから非公開での開催となりますが、開催後、取組方針を除き資料は福岡労働局のホームページで原則公開する予定です。

【労使団体等から意見を募集します】

- ① 内 容：技能実習制度に関すること、本協議会に関すること
- ② 募集期間：令和4年6月1日（水）～6月10日（金）
- ③ 提出様式：任意の様式による
- ④ 提出先：福岡労働局 職業安定部 訓練室へ郵送、又は持参により提出

（福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館6階）

※1）意見書は、提出される団体名以外の個人情報に記載せず、A4（12～14ポイント）で10ページ以内としてください。

※2）提出された意見書は、協議会の資料とさせていただき、議論の参考とさせていただきます

す。

※3) 提出された意見書について、公開の可否も併せてお知らせください。

<お問合せ先>

協議会事務局 福岡労働局労働基準部監督課

所在地/〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-11-1

電話番号/092-411-4862 FAX/092-475-0183